

消費税増税法が成立



現在5%の消費税率

* 2014年4月1日から8%

* 2015年10月1日から10%



工事期間が長期になることの多い工事請負契約には

新たな税率の施行日以降の引き渡しの場合
でも旧税率を適用する経過措置を規定

(法付則第5条)

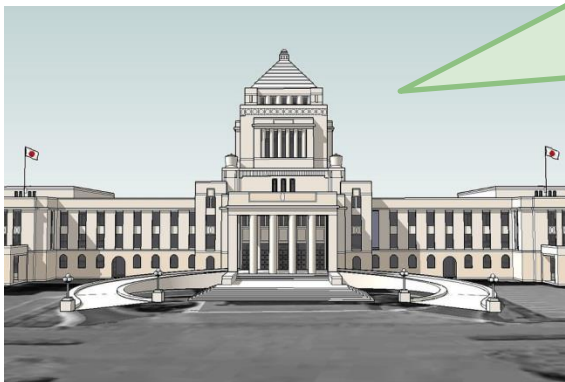
本題に入る前に・・・

工事請負契約で消費税額が確定するのはいつ??

国税通則法・消費税法基本通達

請負工事では原則

仕事の目的物を全て引き渡した時
に消費税額が確定



でも・・・

契約から引き渡しまで一定の期間が
かかる工事請負契約には法的な配慮
が必要だ！

そこで...

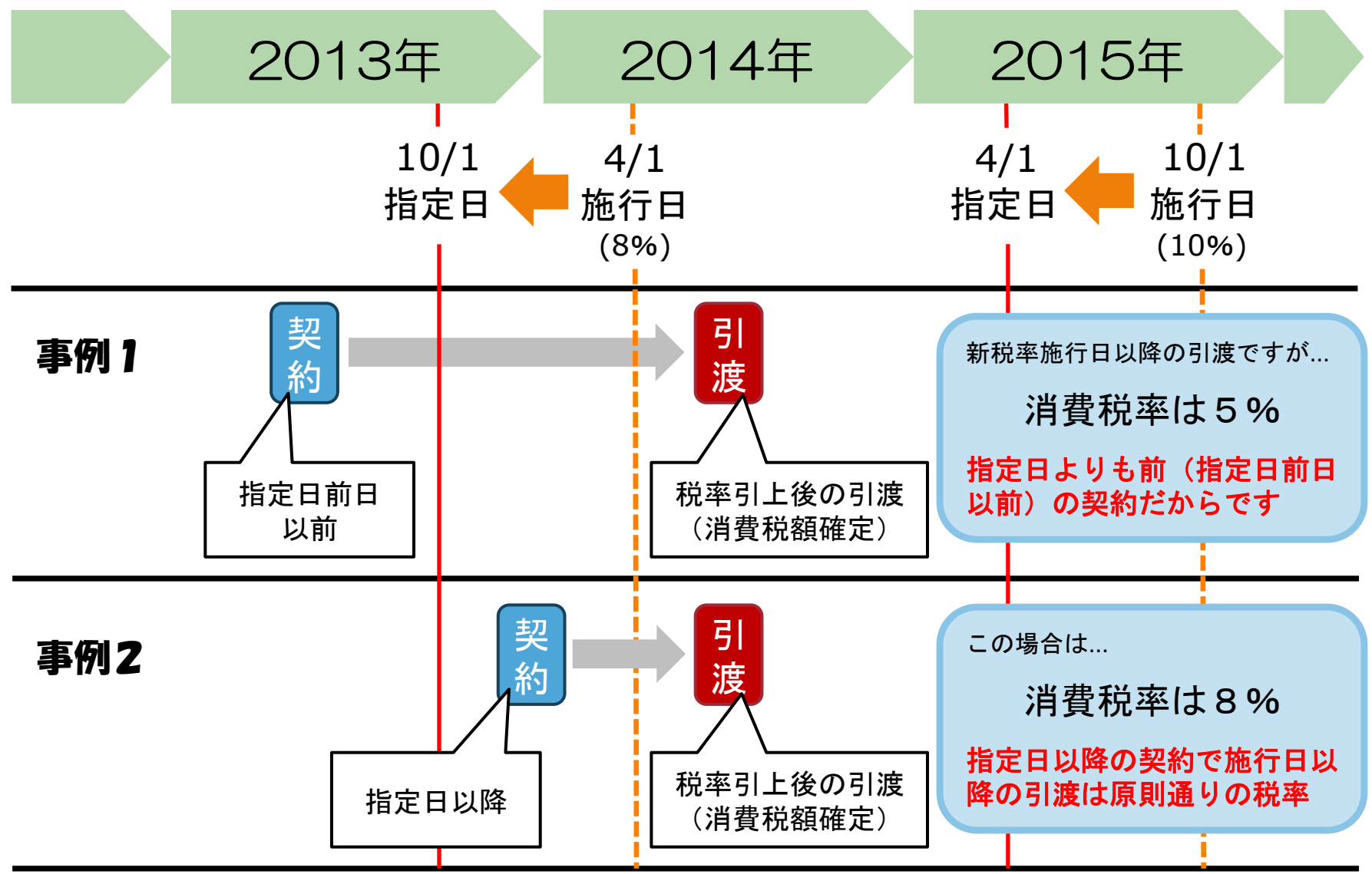
工事請負契約では 新消費税率の適用に特別な経過措置

(法付則第5条)

経過措置のポイント

- ① 新税率施行日の半年前を「指定日」とする
- ② 「指定日」の前日までに締結した工事請負契約であれば、引き渡しが新税率施行日以降となっても旧税率が適用される

具体事例で内容を見てみましょう【事例1~2】



注意すべきポイント ①

「前受金（契約金など）」

2013年

2014年

10/1
指定日

4/1
施行日
(8%)

契約

契約

引渡

契約金

契約金

引渡により請負金額に対する消費税額が確定
契約金も請負代金の一部

施行日前に受け取った契約金の税率は
どうなるの??

注意

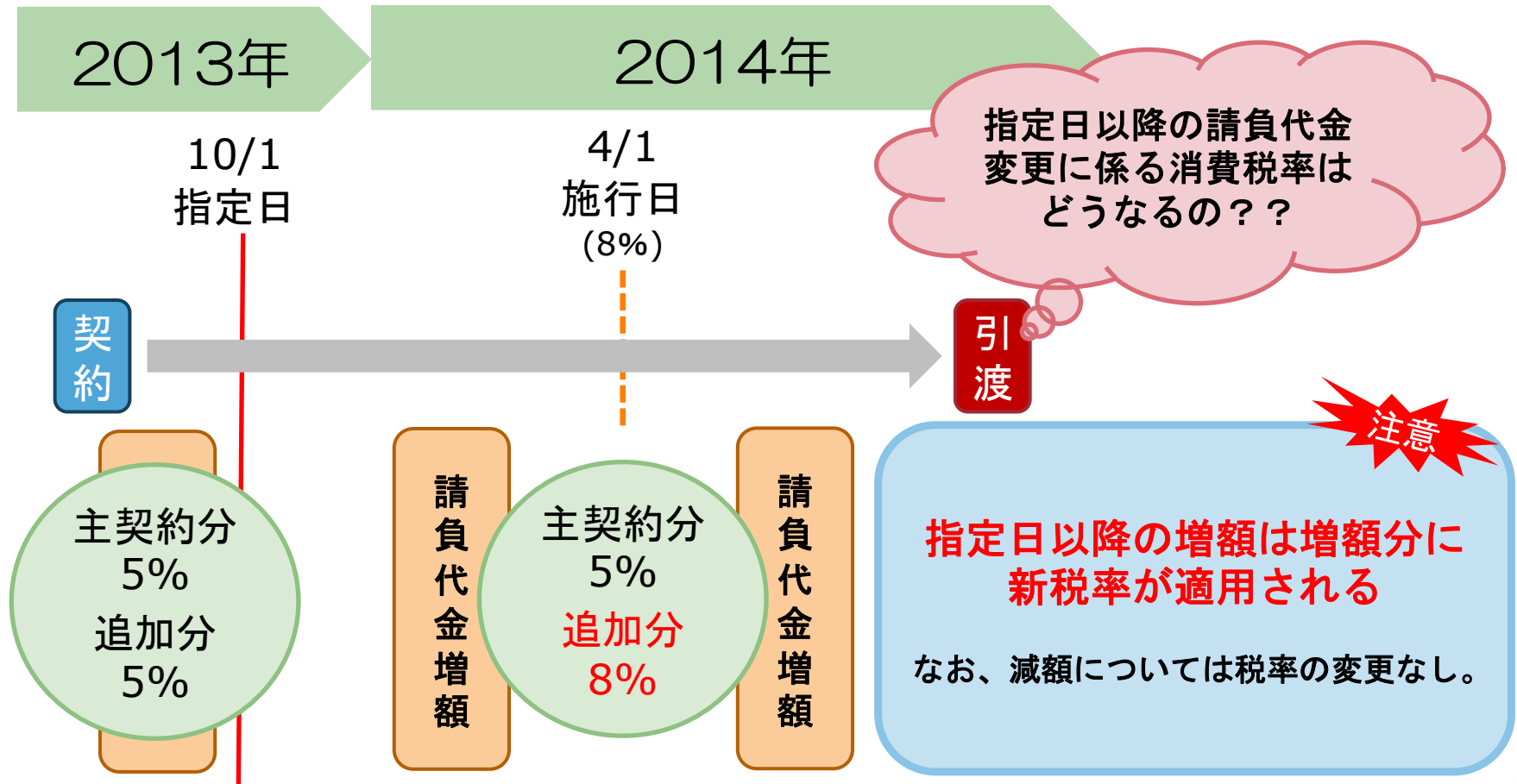
契約金を含む請負代金全体
8%

引渡時に新税率が適用される場合（つまり、経過措置の適用なしの場合）、前受金を含めた契約金額全体に新税率が掛かります。

指定日前の契約であれば旧税率

注意すべきポイント ②

「請負代金の変更（追加工事・仕様変更など）」



税率変更前後の工事に必要な対応

1 『お客様への説明』

契約・引渡の時期によって消費税額が変わることのお客様への説明は確実に！

- 経過措置の適用を受けることが出来るのは、指定日前日以前の契約です。
- 指定日以降の請負工事の消費税額は引き渡し時の税率になります。（契約金などの前受金も含む）
- 経過措置の適用を受けていても、指定日以降の増額がある場合は、その増額分の消費税額は引き渡し時の税率になります。

税率変更前後の工事に必要な対応

2 『 契約書の取り交わし 』

不測の事態による工期延長にも対応できる文言の入った契約書を必ず取り交わす！

- 経過措置の適用を受けない増税施行日以降引渡の請負工事の消費税額は、理由の如何を問わず、すべて新税率になります。
- 次のような文言を契約書に入れ、必ず、お客様と取り交わしましょう。

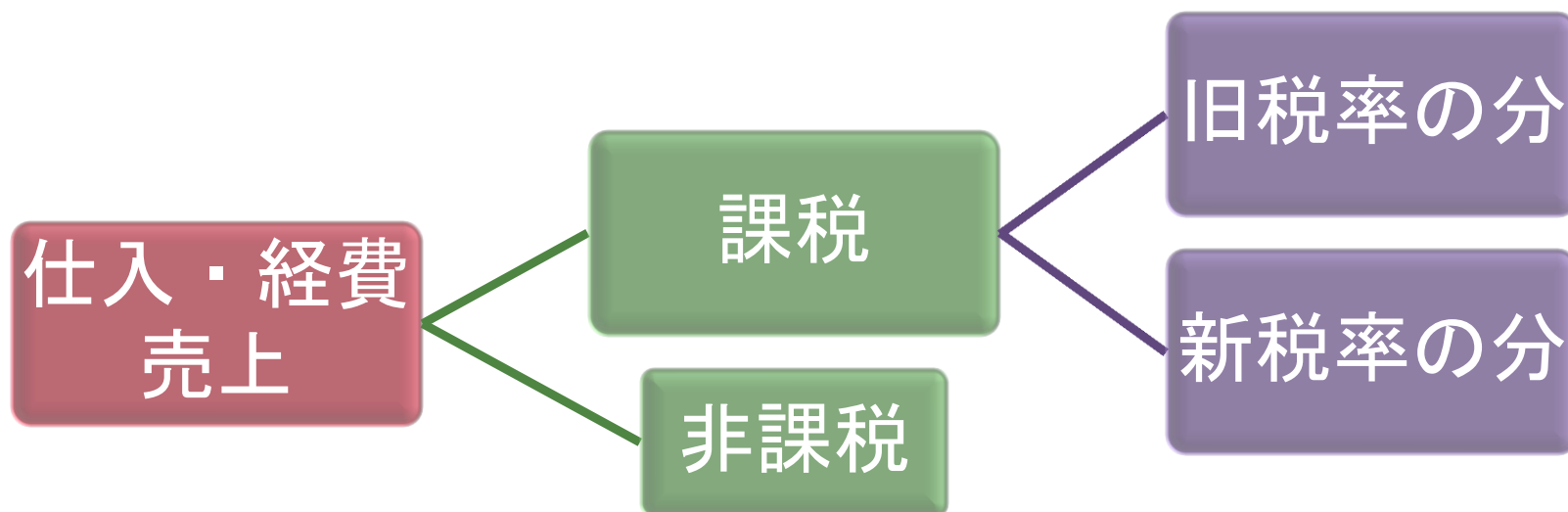
工期の遅れ等（請負者の責めに帰すべき場合を除く）により、契約の目的物の引き渡し時点での消費税率が変更になった場合には、変更後の消費税率に基づいて算出される消費税額との差額を決済するものとします。（（新建ハウジングプラス1 2012年11月号より引用）



税率変更前後の工事に必要な対応

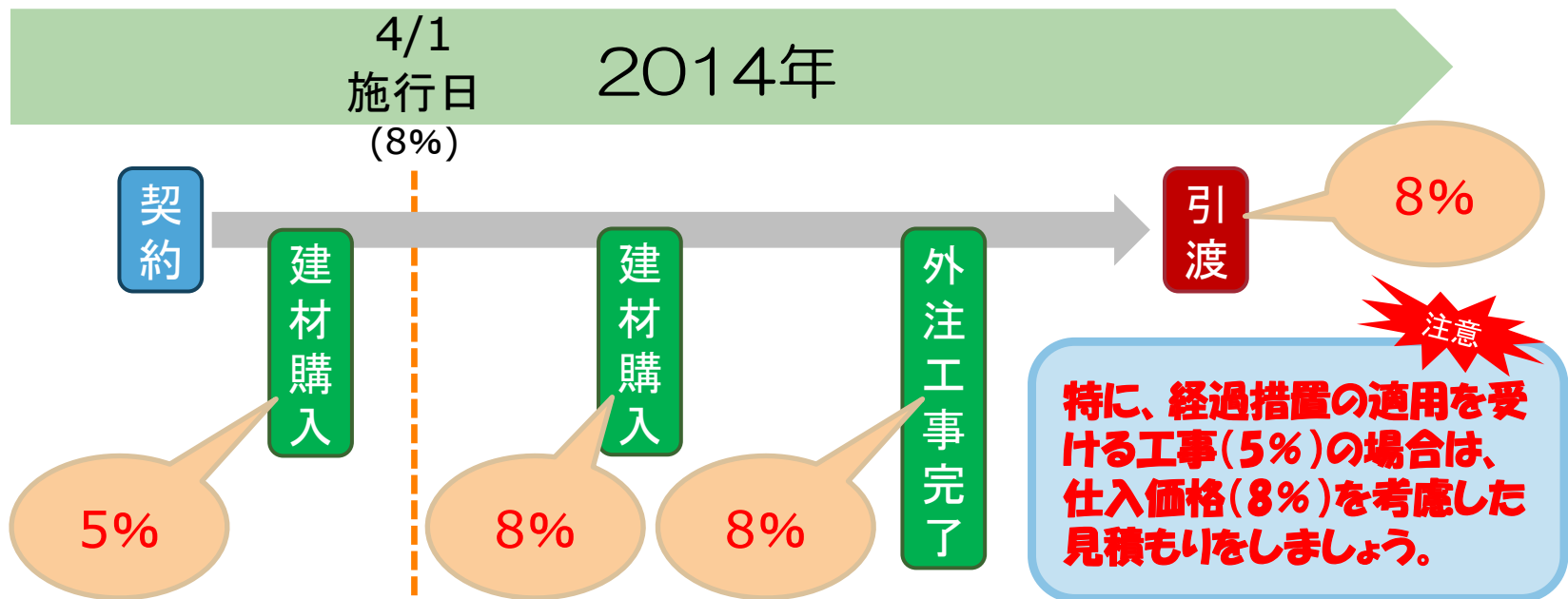
3 『取引を税率別に仕分ける』

増税の年は、2つの消費税率が混在。記帳においては、税率ごとの仕分けを心がけましょう。

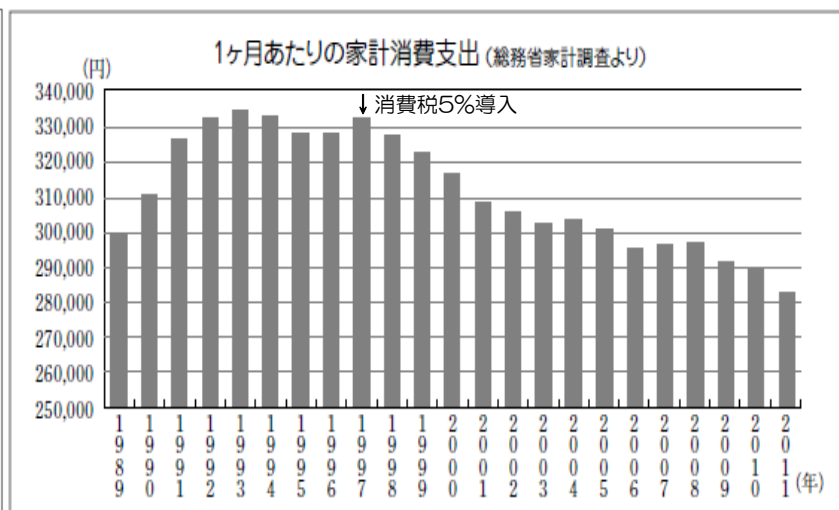
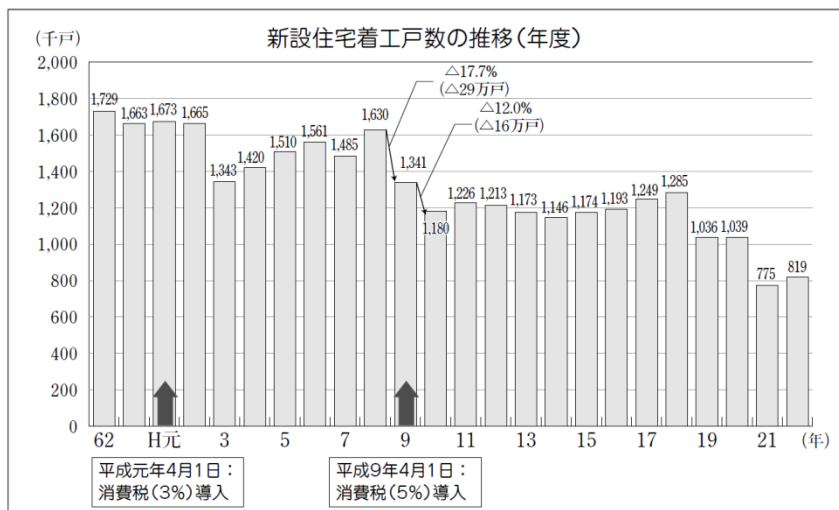


仕入税額控除について

工事で使う建材や外注費などの課税仕入れについては、経過措置適用の有無を問わず、その課税仕入れをした時点の税率が適用となります。



これまで、消費増税前提の制度や注意点の説明をしてきましたが・・・
消費税増税は仕事・生活に大きな影響をおよぼします。

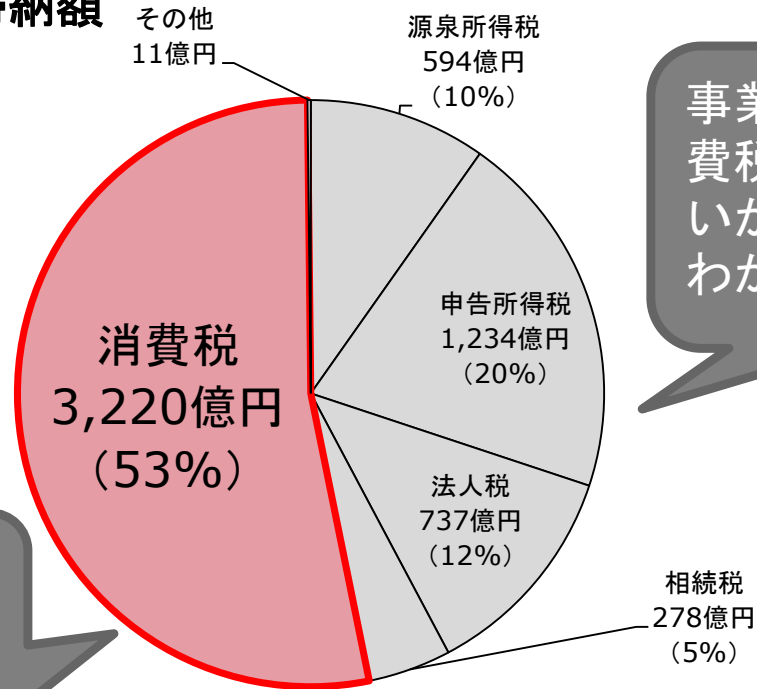


消費税増税後の「仕事の激減」、「家計消費の激減」は
 前回1997年(平成9年)の税率引き上げからみても明らかです。



2011年度新規発生滞納額

総額
6,073億円



事業者にとって消費税納税の負担が
いかに大きいかが
わかります

消費税導入後
消費税の滞納割合
はじめて50%超に！

(国税庁発表資料2012年7月より)

消費税がこれ以上あがったら・・・

適正な価格転嫁がなかなかできない小零細事業者にとって

消費税納税はさらに重い負担となります。

